

令和3年滋審第2号及び令和3年滋審第3号は、同様の請求内容で、かつ利害関係者も同一であることから、併合して決定を行うものとする。

主 文

審査請求人の審査請求を棄却する。

理 由

1 事 実

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人 XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、大津公共職業安定所長（以下「所長」又は「原処分庁」という。）が、令和3年3月9日付けで請求人に対してなした、離職日を令和3年3月8日とする雇用保険被保険者資格喪失確認処分を取り消すとの決定を求めるといふにある。

(2) 審査請求に至るまでの経過

ア 令和3年3月9日、請求人を雇用する事業主である宗教学法人圓滿院（以下「事業所」という。）は、請求人を令和3年3月8日付けで重責解雇したとする雇用保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）（乙第1号証の1及び2）を大津公共職業安定所（以下「安定所」という。）に電子申請で提出した。

イ 所長は、同日にこれを受理し、当該届出書に記載された内容に基づき、請求人にかかる被保険者資格の喪失処理を行い、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書による通知を行った。

ウ 令和3年4月7日、請求人は、安定所に出頭し自身の雇用保険の加入状況について確認したいと申し出を行った。

これに対して所長は、雇用保険被保険者資格取得届確認照会票（以下「確認照会票」という。）の提出を求め、請求人が記載した確認照会票（乙第6号証の1及び2）に基づき雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書（甲第1号及び第2号証）を交付した。

エ 令和3年6月15日、請求人は、安定所に令和3年4月7日に雇用保険の状況を確認した理由について、事業所とは転任等を巡り4年に

渡り争っていたが、令和3年2月18日に地位保全について勝訴判決があったにも関わらず、協会けんぽから健康保険証の返納を求められ、退職手続きがとられていることを知ったためであると電話で説明した。

また、同時に地位保全について勝訴し在籍が認められているにも関わらず、被保険者資格の喪失手続きがなされるのはおかしいのではないかと申し出を行った。

所長は、資格喪失届を提出した理由を事業所に確認することについて、請求人にその可否尋ねたところ構わないとのことであったため、事業所に確認の上、後日、請求人に連絡する旨約した。

オ 令和3年6月16日、所長は、事業所に電話連絡し、令和3年3月8日付けで請求人の資格喪失届を提出した理由について確認したところ、地位保全の判決が出た以降に退職事由（懲戒解雇）に該当したため、退職手続きをとったものであるとの回答を得た。

同日、請求人に上記理由による事業主の届出に基づき、資格喪失の手続きを行ったものであることを説明した。併せて、退職の事由については、労働基準法の定めにより退職時の証明を事業主に求めることで明らかにすることが可能であり、これに応じなければ労働基準監督署による指導が可能であること、また、被保険者でなくなったことの確認に関し不服がある場合は、雇用保険審査官に対し審査請求を行うことができる旨の教示を行った。

カ 令和3年6月16日、所長は、請求人あて審査請求書2部を郵送した。

キ 令和3年7月5日、請求人は、所長の行った離職日を令和3年3月8日とする雇用保険被保険者資格喪失確認処分を不服し、滋賀労働局雇用保険審査官に審査請求書を提出し、審査官はこれを受理した。

ク 令和3年7月12日、所長は、審査請求が提起されたことを受け、再度事業所に退職手続きに至る経緯の聴取、確認資料の提出を求めた。

ケ 令和3年8月2日、所長は、事業所から提出された資格喪失の根拠とする「宗教法人圓滿院 臨時役員会議事録(令和3年3月9日開催)」(以下「役員会議事録」という。)(乙第3号証)に請求人が令和3年2月19日から令和3年3月8日までの間、正当な理由のなく無断

欠勤により1日も就業実態がなく、(中略)自己都合退職と見なす旨記載されており、令和3年3月9日に届出のあった資格喪失届における「重責解雇」と齟齬があるため、事業所に確認を求めた。

コ 令和3年8月6日、事業所から被保険者となくなったことの原因を「重責解雇」から「みなし自己都合退職」とする雇用保険被保険者資格喪失等届訂正願(以下「訂正願」という。)(乙第2号証の1及び2)の提出があり、所長はこれを受理した。

(3) 請求人の主張

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書、反論書、再反論書、再々反論書により、要旨、以下のとおり述べている。

ア 審査請求書において

所長は、請求人の場合、令和3年3月8日付け自己都合退職した旨言うが、請求人は事業所を退職しておらず、退職届を提出していないという事情があり、退職、離職したとするは事実誤認である。

イ 反論書において

意見書3(2)処分の理由について、「請求人が令和3年2月19日から令和3年3月8日までの間の正当な理由のない無断欠勤をしたことにより、役員会として自己都合退職と見なすと決定したことに基づき、雇用保険被保険者資格の喪失処理を行ったことが正当であると判断した」とあるが、出勤することができなかった理由を含め、以下のとおり反論する。

(ア) 令和3年3月2日に事業所の弁護士(訴訟時の代理人)に対して、「事業所において正常に勤務させて頂くこと」を申し入れたところ、「訴訟後の処理に関しては事業所より委任を受けておりません」との回答であった。

(イ) 同年3月9日、事業所の登記上の住所地に上記と同内容の特定記録郵便を送付したが、「あて所に尋ねあたりません」との理由により返送された。法律事務所の封筒を使用したため、配達員の対応をした事業所の担当が郵便を持ち帰らせたものと推測される。

(ウ) 同年3月11日、法律事務所の封筒を使わず、再度、「事業所において正常に勤務させて頂くこと」を申し入れる郵便を送ったが、この郵便も受取拒絶された。

(エ) このように、累次にわたって、就業機会を与えてくれるように事

業所に申入れをしたにも関わらず、事業所がその申入れを受け取らなかったものである。

(オ) 請求人が自己都合退職したと見なした事業所の役員会は、まさにその最中である同年3月9日に開催されたものであって、請求人が自己都合退職したと見なした事業所の判断が正当であるとする事は明らかに一般常識からかけ離れていると言わざるを得ない。

(カ) そもそも自己都合退職したと見なすというのは、事業者の一方的判断により労働者の地位を剥奪するものであるから、その実態において解雇と何ら変わりがない。そうであれば、労働契約法18条に定められるような、合理的理由と社会的相当性が備わっていなければならないはずである。しかるに、事業所は、請求人に対して就業意思があるかどうかの確認すら行っていないのであるから、到底、合理的理由も社会的相当性も備わっているものと言うことはできない。

ウ 再反論書において

(ア) 再意見書で所長は、「出勤しても施設への入場を拒まれる、入場しても無視される、席がない、仕事を与えられないなどの行為はなく」と主張するが、既に提出している大阪高等裁判所の判決文(甲第3号証)の11頁の1~4行目に判示されているとおり、請求人が事業所に出所して労務を提供できないのは、事業所が解雇を理由として就労を拒絶しているからです。

(ク) 再意見書で所長は、「本件は、あくまでも請求人による令和3年2月19日から令和3年3月8日までの間の無断欠勤・・・を確認した」とも主張していますが、上述のように、無断欠勤した事実はありません。大阪高等裁判所が認定しているとおり、欠勤は事業所の就労拒絶によるものです。

(ケ) 再意見書で所長は、「自己都合退職したとみなすというのは、(中略)解雇と何らかわりがない」との請求人の主張を「被保険者でなくなったことの原因について言及しているにすぎない」としています。しかし、司法の場において、実質的解雇であると判断された場合は、事業所の行った自己都合退職の扱いは、解雇権濫用法理によって無効とされることとなります。そうなった場合には、資格喪失処理の有効性にも影響を及ぼすことになることから、本件審査請求においても十分に考慮されるべき点であると言えます。

(コ) 再意見書で所長は、「離職理由の申立を行う機会も確保されて

いる」と主張しますが、審査請求手続きが離職理由の申立手続きの補充的手続であるという事実はありませんから、所長の主張は失当です。

(サ) 再意見書で所長は、「就業の意思が確認できない場合に、やむなく自己都合退職と見なすのが一般的」と主張しますが、請求人が就労できないのは、大阪高等裁判所が認定するとおり、事業所が就労を拒絶しているからです。所長の主張は、労働者の意思による不就労のケースのみ妥当する主張であって、本件のように不就労について事業主に帰責性があるケースには妥当しない主張であると言わざるを得ません。




エ 再々反論書において

(ア) 所長は、請求人に対して、資格を喪失していないことの立証をせよと主張するが、これは逆である。本件においては、資格喪失確認を行った所長が、請求人が資格を喪失したとの判断が正当であることを主張するべきであり、その主張を裏付ける証拠を提出するべきである。

(イ) 請求人は、天津地方裁判所に対して、事業所が請求人を自己都合退職とみなしたと、すなわち解雇するということであるから、この解雇が無効であることの確認を求める訴えを提起しており、現在審理中である。従前の最高裁決定を踏まえれば、今回も請求人が勝訴する可能性が高いと言えることから、本件審査請求においても従前の司法判断を踏まえた上で、法制度全体としての整合性を考慮し、請求人の主張を認めることを求める。

ウ 請求人は、本件に係る書証として、次に掲げる証拠を提出した。

証拠

- 甲第1号証 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書
( : 写)
- 甲第2号証 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書
( : 写)
- 甲第3号証 大阪高等裁判所 令和元年(ネ)第2495号
地位確認等請求控訴事件 判決文(写)
- 甲第4号証  弁護士から事業所代理人あて文書
(2020年9月14日付け : 写)
- 甲第5号証 最高裁判所 令和2年(オ)第984号

令和2年(受)第1230号 事件関係書類(写)
甲第6号証 請求人代理人から事業所代理人あて文書
(2021年3月2日付け:写)
甲第6号証-2 甲第6号証に係る郵便物等配達証明書(写)
甲第7号証 請求人代理人から事業主あて文書
(2021年3月9日付け:写)
甲第7号証-2 甲第7号証送付封筒(写)
甲第8号証 請求人代理人から事業主あて文書
(2021年3月11日付け:写)
甲第8号証-2 甲第8号証送付封筒(写)

(4) 原処分庁の意見

所長は、請求人の審査請求を棄却することの決定を求めるとして、意見書、再意見書、再々意見書、再々々意見書において、要旨、次のとおり述べている。

ア 意見書において

(ア) 当初、資格喪失届における被保険者でなくなったことの原因は、重責解雇としての届出があり、これは、労働者の合意なく事業所における懲戒規定に基づく一方的な労働契約の解除であることから、事業主の届出に基づき被保険者資格の喪失処理を行ったものである。

(イ) その後の離職手続きに至る経緯の再確認において、事業主から被保険者でなくなったことの原因を自己都合退職に訂正したいとする訂正願が提出された。提出に際し、その根拠資料として確認した「役員会議事録」及び「3月8日付喪失の根拠とする理由書」(以下「理由書」という。)(乙第4号証)によれば、請求人による令和3年2月19日から3月8日までの間の正当な理由のない無断欠勤により、役員会として自己都合退職と見なすとの決定を行い、これに基づき雇用保険被保険者資格の喪失を行ったとするものである。

(ウ) 通常、自己都合退職の場合の確認資料とする退職届が得られていない合理的な理由があるものと判断し、提出のあった確認資料(乙第3号証、乙第4号証及び乙第5号証1及び2)から被保険者でなくなったことの実事及びその年月日を確認、届出のあった被保険者資格の喪失処理は正当であったと判断したものである。

イ 再意見書において

(ア) 反論書の2において、請求人は郵便物を送ったものの、これが受領

されることなく返送されたことで就業の機会が与えられなかったと主張するが、所長は、請求人と事業所の郵便物のやりとりに関して、その事実有無や適否について判定する立場ではないが、見解を示すのであれば、出勤しても施設への入場を拒まれる、入場しても無視される、席がない、仕事を与えられないなどの行為はなく、郵便物の受取を拒否があったことのみをもって就業機会が与えられなかったとの判断には至らないものである。

(イ) 本件は、あくまでも請求人による令和3年2月19日から3月8日までの間の無断欠勤、即ちこの間に出勤の事実がなかったことを確認したことにより、事業所から届出のあった雇用保険被保険者資格の喪失処理が適当であったと判断したものである。

(ウ) 反論書の3において、請求人は「自己都合退職したと見なすのは事業者の一方的判断により労働者の地位を剥奪するものであるから、その実態において解雇と何らかわりがない」と主張するが、被保険者でなくなったことの原因に対して言及しているに過ぎず、本件審査に影響を与えるものではない。

(エ) 雇用保険制度を利用するにあたって、事業主の届けによる被保険者でなくなったことの原因に対して不服がある場合は、被保険者側から離職理由の申立を行う機会が確保されている。

(オ) 就業の意思が確認できない場合に、やむなく自己都合退職と見なすのが一般的であって、退職届を出さないまま出勤せず連絡も取れない場合、出勤の意思がないものとして自己都合退職とみなし、各種の資格喪失手続きを行うことは通常あり得る手続きであると認識している。

ウ 再々意見書において

(ア) 再意見書において、「出勤しても施設への入場を拒まれる、入場しても無視される、席がない、仕事を与えられないなどの行為はなく」としたのは、就業機会が与えられなかった判断を行う場合の例示を行ったに過ぎないものであり、請求人と事業所の間における当該行為の有無は確認しておらず、事実を認定し主張したのではない。

(イ) 上記(ア)の例示に対し請求人は、再反論書において「大阪高等裁判所の判決文の11頁の1~4行目に判示されているとおり(中略)大阪高等裁判所の認定に反する主張であり失当であることは明らかです。」と述べているが、これは令和2年5月22日の判決内

容に基づく主張であり、その後事業所の行った上告及び上告受理申立を令和3年2月18日に最高裁判所が棄却したことにより、請求人の事業所に対して雇用契約上の権利を有する地位が確定したものと解している。

(ウ) よって、本件処分の取消を求めるのであれば、令和3年2月19日以降、職場復帰を行おうとしたにも関わらず、就業拒絶に遭ったことを客観的に示す証拠、具体的事象についての提示、申立がなされるべきである。

エ 再々々意見書において

(ア) 再々反論書の2において、請求人は「所長は、請求人に対して、資格を喪失していないことの立証をせよと主張するが、これは逆である。本件においては、資格喪失確認を行った所長が、請求人が資格を喪失したとの判断が正当であることを主張するべきであり、その主張を裏付ける証拠を提出するべきである。」と主張するが、資格を喪失していないことの立証を求めているのではなく、職場復帰を行おうとしたにも関わらず、就業拒絶に遭ったとする客観的事実を示すよう求めているのである。

本来、退職については、契約当事者間で確認、合意されるべきものであり、所長はその事実を認定する立場にはない。

(イ) 所長は、雇用保険法（以下「法」という。）の定めに基づき、届出のあった資格喪失届について、役員会議事録や理由書等の書類を確認し、被保険者資格の喪失確認を行ったものであるが、被保険者でなくなったことの届出は、法第7条の規定に基づき事業主が届出を行うことと定められており、また、被保険者でなくなったことの確認は、法第9条第1項により、法第7条の規定による届出により確認を行うものとする定められている。

(ウ) あくまでも事業主の届出に基づき行政事務を執行したものであるが、法律上届出の義務を負う事業主が行った届出が誤りであると主張するのであれば、その立証責任は異議を申立てた請求人にあるのであり、このことから、雇用契約上の権利を有する地位にあることが確定した後、令和3年2月19日から同年3月8日までの間に、請求人が雇用契約を履行しようとしたにも関わらず、雇用者側が就労を拒絶したとする客観的事実、具体的事象があったとの確認ができない限り、本処分を取り消す理由は存在しないとしているのである。

(オ) なお、請求人は、新たに事業所を相手取り訴訟を提起しているとの

ことであるが、退職について、契約当事者間で確認、合意されるべきところその当事者間で争いが生じている場合、訴訟の結果（判決）を証拠として提示し異議申し出が行われれば、当然、調査、確認を行い、既に行った処分について見直しを検討すべきとの認識である。

オ 所長は、本件に係る証拠として次に掲げる証拠を提出した。
証拠

- 乙第1号証の1 雇用保険被保険者資格喪失届 (書面) (分: 写)
- 乙第1号証の2 雇用保険被保険者資格喪失届 (書面) (分: 写)
- 乙第2号証の1 雇用保険被保険者資格取得・喪失等訂正・取消願 (書面) (分: 写)
- 乙第2号証の2 雇用保険被保険者資格取得・喪失等訂正・取消願 (書面) (分: 写)
- 乙第3号証 宗教法人圓滿院 臨時役員会議事録 (令和3年3月9日開催: 写)
- 乙第4号証 3月8日付喪失の根拠とする理由書 (写)
- 乙第5号証の1 健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書 (書面) (分: 写)
- 乙第5号証の2 健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書 (書面) (分: 写)
- 乙第6号証の1 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票 (書面) (分: 写)
- 乙第6号証の2 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票 (書面) (分: 写)
- 乙第7号証 宗教法人圓滿院宗制規約 (写)
- 乙第8号証 宗教法人圓滿院就業規則 (写)
- 乙第9号証 平成29年2月1日責任役員会議事録 (写)

(5) 審査官が実施した調査

審査官は、利害関係人である事業所に対して、審問書による調査を実施し事業所は、要旨、以下のとおり回答した。

ア 請求人は、「事業所において正常に勤務させて頂くこと」を申し入れる内容の特定記録郵便を事業所所在地あて2度送付したが、「宛所に尋ね当たりません」及び「受取拒絶」によりいずれも返送されたとしていますが、かかる事実があったのか。また、判決の結果から請求人を復職させる義務が生じるものと考えているが。

(回答)

当院の普通郵便以外の受取は、宛名が記載されている本人が受け取ることになっています。宛名が無記名や配達時本人が不在の場合は受取拒否したと思われますが、「宛所に尋ね当たりません」で返送になった理由はわかりません。

請求人は、地位保全の確定がされた翌日2月19日以降出勤してしかるべきであり、当然出勤してくるものと認識しておりました。

イ 臨時役員会議事録によると、「令和3年2月19日～令和3年3月8日までの間、正当な理由なく無断欠勤により(中略)令和3年3月8日をもって自己都合退職したものとみなす」との記載がありますが、この間、請求人に対して就業意思があるかどうかの確認をされたことはあったか。

(回答)

請求人は、令和3年2月19日以降就業可能になったのですから当然出勤し勤務しなければならず、当院はあえて請求人に対し就業意思確認をする理由はないと理解しております。

しかし、当院は、令和3年2月19日～令和3年3月8日までの間毎朝、請求人が自宅と主張する院内の部屋をノック、声掛けをしないの確認を行っており、就業意思がないとみなした決定についても違法性はないと認識しております。

ウ 事業所就業規則によると、「正当な理由なく無断欠勤10日以上に及び、出勤の督促にも応じなかったとき」には懲戒解雇に処する旨定められていますが、臨時役員会で懲戒解雇ではなく自己都合(とみなす)と決定された理由は、

(回答)

就業規則第76条(5)記載の通り懲戒解雇事由には相当するようには思われますが、就業規則第77条に即し懲戒方法をとらなければなりません。

しかし、出勤欠勤等の連絡もなく、就業確認も取れず所在確認もできず、意思確認もできず、懲戒方法も取れないため懲戒解雇とはしませんでした。

(6) 雇用保険審査参与の意見

雇用保険審査参与に書面により意見を求めたところ、要旨、以下のとおり意見が述べられた。

ア 原処分庁の処分は妥当である。

(理由)

雇用契約上の地位があることが確定した後、出勤・勤務した事実がない、請求人の出勤・勤務を妨げる事実や妨げの原因が確認できない、請求人の出勤・勤務意思が確認できなかった、請求人は、郵送以外に出勤する意思を示す手段を講じようとしていない。

イ 原処分庁の処分は妥当である。

(理由)

最高裁の判断確定後の勤務実績が無い事由での退職処理の妥当性が問われているが、原処分庁において実務処理上は要件を満たしている限り、事業主からの雇用保険被保険者資格喪失届は受理せざるを得ないと考える。

ウ 原処分庁の処分は妥当である。

(理由)

雇用契約上の権利を有する地位が裁判により確定した以降、出勤の事実が確認されないとして、自己都合退職で雇用保険被保険者資格を喪失することとした事業所からの届出を受理し、雇用保険法の定めに基づき提出書類を確認、その事実から手続きされた原処分庁の処分は妥当であると思料する。一方で、双方に職場復帰について早期に歩み寄る方法、機会がなかったものかと思われるところである。

エ 原処分庁の処分は妥当である。

(理由)

事業所からの届出に基づき、雇用保険被保険者資格の喪失処理を行い、請求人の申し出に対しても、事業所への聴取、関係資料を徴し、事実確認を行っており、原処分庁の処分は妥当である。

2 争点

本件の争点は、令和3年3月9日付けで請求人に対してなした、離職日を令和3年3月8日とする雇用保険被保険者資格喪失確認処分が妥当であるか否かにある。

3 判断

(1) 事実の認定

当事者から提出された審査請求書、意見書、反論書等に基づき判断すると、次の事実を認めることができる。

ア 本件の審査請求に至るまでの経過については、上記1(2)ア～キ

のとおりであり、当事者間に争いはない。

イ 以下の事実について、当事者間に争いがある。

(ア) 請求人は、要旨、次のように主張している。

令和3年2月19日から令和3年3月8日までの間、正当な理由のない無断欠勤をしたことにより、役員会として自己都合退職と見なすと決定したことに基づき、雇用保険被保険者資格の喪失処理を行ったことは不当である。出勤しなかったのは、累次にわたって、就業機会を与えてくれるように事業所に申入れの郵便物を送付したにも関わらず、事業所がその申入れを受け取らず、就労を拒絶しているからであり、無断欠勤ではない。

(イ) 一方、原処分庁は、要旨、次のように述べている。

法の定めに基づき、届出のあった資格喪失届について、役員会議事録や理由書等の書類を確認し、被保険者資格の喪失確認を行ったものである。

請求人が雇用契約を履行しようとしたにも関わらず、雇用者側が就労を拒絶したとする客観的事実、具体的事象があったとの確認ができない限り、本処分を取り消す理由は存在しない。

(2) 法律上の判断

ア 以上の事実から、本件について判断すると次のとおりである。

(ア) 法第7条において

事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。と規定されている。

(イ) 法第9条第1項において

厚生労働大臣は、第7条による届出若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認を行うものとする。と規定されている。

(ウ) 次に、法施行規則第7条において、被保険者でなくなったことの届出について、

事業主は、法第7条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被

保険者資格喪失届に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者でなくなったことの実態及びその事実のあった年月日を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。(後略)とある。

(エ) また、業務取扱要領21206(6)イにおいて、

離職証明書の添付がなかった場合の被保険者資格の喪失の確認は、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿(タイムカード等)、他の社会保険の被保険者資格喪失関係書類等との照合等により、主として、当該労働者と事業主との雇用関係の終了その他被保険者資格の喪失に該当する事実の発生の状況及び被保険者資格の喪失の年月日について留意して行う。(後略)とある。

イ 以下、本件処分に検証する。

(ア) 乙第1号証の1及び2「雇用保険被保険者資格喪失届(写)」をみると、4「離職年月日」欄に「令和3年3月8日」、「被保険者でなくなったことの原因」欄に「重責解雇」の記載があり、令和3年3月9日付けの事業主の届出について、令和3年3月9日付けの受理印により、原処分庁が受理していることが確認できる。

(イ) 乙第6号証の1及び2「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票(写)」及び甲第1号証、2号証「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書(写)」をみると、請求人が令和4年4月7日付けで原処分庁に同確認照会票を提出し、同日、原処分庁が同回答書「離職年月日」欄「R030308」とする回答書を請求人に交付したことが確認できる。

(ウ) 乙第2号証の1及び2「雇用保険被保険者資格取得・喪失等訂正・取消願(写)」をみると、訂正事項⑩「その他」欄に誤「重責解雇破門」を正「みなし自己都合退職」とする記載があり、令和3年8月5日付けの事業主の届出について、令和3年8月6日付けの受理印により、原処分庁が受理していることが確認できる。

(エ) 上記(ウ)の確認書類として添付された乙第3号証「宗教法人圓満院 臨時役員会議事録」をみると、令和3年3月9日臨時役員会において、「請求人が令和3年2月19日～令和3年3月8日までの間、正当な理由なく無断欠勤により(中略)令和3年3月8日をもって自己都合退職したものと見なすと決定し、届出するものとする。」との議案が可決されたことが確認できる。

(オ) 甲第5号証「最高裁判所 令和2年(オ)第984号 令和2年(受)第1230号 事件関係書類」をみると、事業所の行った上告及び上告受理申立を令和3年2月18日に最高裁判所が棄却したことにより、請求人の事業所に対して雇用契約上の権利を有する地位が確定したことが確認できる。

(カ) 甲第7号証～甲第8号証-2「請求人代理人から事業所あての文書、送付封筒」をみると、令和3年3月9日付け及び同年3月11日付けで請求人が2度に渡り、事業所あて就業機会の申入れ文書を送付するもいずれも返送されてきたことが確認できる。

ウ 以下、本件処分についてみる。

(ア) 請求人は、上記3(1)イ(ア)のとおり、要旨、令和3年2月19日から令和3年3月8日までの間、正当な理由のない無断欠勤をしたことにより、役員会として自己都合退職と見なすと決定したことに基づき、雇用保険被保険者資格の喪失処理を行ったことは不当であると主張している。

(イ) 一方、原処分庁は、上記3(1)イ(イ)のとおり、要旨、法の定めに基づき、臨時役員会議事録や理由書等の書類を確認し、被保険者資格の喪失確認を行ったものであり、雇用者側が就労を拒絶したとする客観的事実、具体的事象があったとの確認ができない限り、本処分を取り消す理由はないと判断している。

(ウ) 請求人は、無断欠勤をしていない理由として、就業機会を与えてくれるように事業所に申入れをしたにも関わらず、就労を拒絶されたためと主張する。しかしながら、請求人からの上記3(2)イ(カ)による証拠及び上記1(5)事業所への審問書の回答から事業所が明らかに請求人の就労を拒絶したとする客観的な証拠としては認めに足りない。

(エ) 雇用保険審査官の判断は、審査請求の対象となる行政処分が法令及び通達等に違背していなかの点に留まるものであり、離職しているか否かの争いについては、あくまでも事業主と労働者の間での問題であることから、請求人と事業所の主張の真偽を判断する権限はなく、あくまで客観的な事実と確認された証拠により、原処分庁の行政処分について審理を行う。

よって、原処分庁が証拠に基づき行った雇用保険被保険者資格喪失確認処分は法令及び要領に則って行われており、妥当性を欠く点は認められない。

(オ) なお、いずれの参与からも、本件処分に関する原処分庁の判断は、妥当なものであるとの意見が述べられている。

(3) 結論

以上のことから、原処分庁が令和3年3月9日付けで請求人に対してなした本件処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり決定する。

令和4年7月6日

滋賀労働局雇用保険審査官
厚生労働事務官 中村 将治

この決定(以下「本件決定」という。)に不服があるときは、この決定書謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に、労働保険審査会(〒105-0011東京都港区芝公園1丁目5番32号労働委員会館内。以下「審査会」という。)に再審査請求することができる。

この再審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものではなく、公共職業安定所長が請求人になした処分(以下「処分」という。)の取消しを求めるものである。

本件決定の取消しの訴えは、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。以下同じ。)、本件決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(決定があった日から1年を経過した場合を除く。)

原処分安定所長等がなした処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という。)は、当該処分についての審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ提起できない。

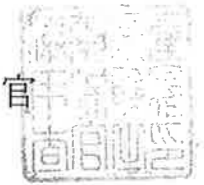
取消訴訟は、国を被告として、審査請求に対する雇用保険審査官の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(決定があった日から1年を経過した場合を除く。)。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、審査会の裁決を経る前又は、審査会の裁決があったことを知った日の翌日か

ら起算して6か月以内に提起することができる（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、①審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき、②審査請求についての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。

この謄本は、原本と相違ないことを証明する

令和4年7月6日

滋賀労働局雇用保険審査官





520-0036

滋賀県大津市園城寺町33番地

宗教法人 圓滿院
代表役員 岩本 哲二 殿

親展

特定記録



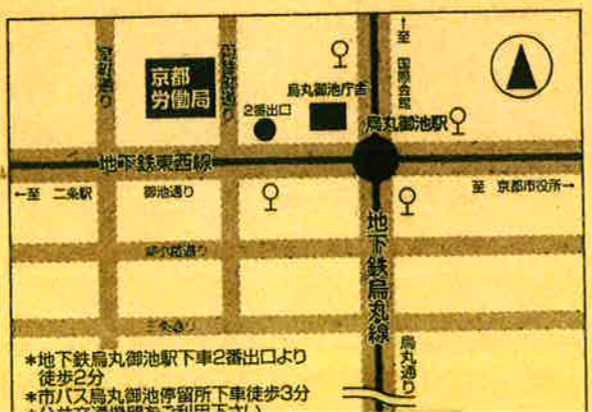
記 523-29-62658-0 録

※住所や宛名が違う場合は開封せずにご連絡ください。

京都労働局

〒604-0846
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

都労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/home.html>



*地下鉄丸御池駅下車2番出口より
徒歩2分
*市バス丸御池停留所下車徒歩3分

覚書

二字林消

私、~~〇〇〇〇株式会社~~（開運そば）の従業員の~~〇〇〇〇~~と申します。

滋賀県甲賀市水口町京町1番30号に所在する、宗教法人大岡寺所有の、滋賀県大津市園城寺町33番6等に所在する建物内に、平成21年8月より毎月の賃料（売上金の10%）を~~〇〇〇〇~~（開運そば）が大岡寺に支払っている所へ、~~〇〇〇〇~~と~~〇〇〇〇~~二名が平成29年1月頃突然やって来、大津中央郵便局に行く等したらしく、~~〇〇〇〇~~兄弟の二名分の郵便物等が開運そばに届くように申請してきたので郵便物等を代わりに受け取って欲しい等と言って来たのです。私は意味が分からなく断りましたが、しつこく頼み込むもので仕方なく、引き受けることになりました。そうこうしている内に、大津中央郵便局の配達員の~~〇〇〇〇~~さんから、郵便物等が突然届くようになりました。

その後、~~〇〇〇〇~~兄弟らが週に一度程度の頻度で、郵便物等を取りに来るようになり渡していました。

圓滿院様と~~〇〇〇〇~~らが訴訟等をしていると聞かされ、よく考えてみると犯罪のようなこと等を行なっていることに気付き、圓滿院の関係者に謝罪等し、今後二度と~~〇〇〇〇~~らの郵便物等の受け取り等は一切しない等と謝罪致します。

本書面を証するため各自一通ずつ所持するものとする。 以上

令和2年4月4日

住所 滋賀県大津市園城寺町33番地
宗教法人 圓 満 院
氏名 代表役員 岩本 哲二



住所 大津市 ~~〇〇〇〇~~
氏名 ~~〇〇〇〇~~

